

契約監視委員会設置要領

(19. 11. 28 制定)

裁判所が発注する物品・役務等の契約に関する入札及び契約手続の透明性及び公正性をより一層高めるため、下記のとおり、最高裁判所事務総局経理局に契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

記

第1 委員会の事務

委員会は、経理局長の諮問を受け、裁判所が締結した物品及び役務等（建設工事及び設計・コンサルティング業務に係るものを除く。）に関する契約について、経理局長から入札及び契約手続の運用状況について説明を受け、そのうち委員会が抽出指定した契約に関し、競争性の確保の状況等その適正性について検討し、経理局長に対して意見を述べる。

第2 委員会の組織

- 1 委員は、人格及び識見に優れ、公正中立の立場を堅持することができる者のうちから、経理局長が委嘱する。
- 2 委員会は3人以上で組織し、そのうち1人を委員長とする。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定め、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第3 会議の開催

- 1 委員会の会議は、原則として、年2回開催する。
- 2 委員会は、第1の事務に関し、説明を受けた内容、検討した対象契約に係る

入札又は契約手続に、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、経理局長に対して意見を述べる。

なお、必要があると認めるときは、経理局長に対し、その内容の公表を求めることができる。

第4 公表

経理局長は、相当な方法で次の事項を公表する。

- 1 委員の氏名及び職業
- 2 委員会の議事の概要

第5 庶務

委員会の庶務は、経理局用度課及び経理局監査課が処理する。

付 記

この要領は、平成19年11月28日から実施する。